

岡崎市公正入札調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡崎市が発注する契約に係る入札の適正を図り、入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合において、的確な対応を行うため、岡崎市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、決定する。

- (1) 入札談合を疑わせる情報を、談合情報又は談合情報に該当しない情報に判別すること
- (2) 公正取引委員会その他関係機関への通報
- (3) 事情聴取の実施及び談合の事実確認
- (4) 入札の延期、取り止め又は取消し
- (5) その他入札談合を疑わせる情報への対応

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、総務部を所管する副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、次に掲げる職の者が、発注課等の所管部長である場合は、その者を除く。

- (1) 総務部長
- (2) 財務部長
- (3) 都市整備部長（発注課等の所管部長が都市整備部長の場合は、土木建設部長）

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に係る市の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の結果)

第6条 委員長は、委員会で決定した事項について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部契約課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。
(岡崎市公正入札調査委員会設置要領の廃止)
- 2 岡崎市公正入札調査委員会設置要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。